

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第11号

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則

新潟市行政組織規則（平成19年新潟市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第5条市民生活部市民生活課の項及び市民協働課の項を次のように改める。

市民協働課

市民生活課 安心・安全推進室

第5条文化スポーツ部文化政策課の項を次のように改める。

文化政策課

第5条こども未来部の項を次のように改める。

こども未来部

こども政策課

こども家庭課

幼保運営課

幼保支援課

第5条経済部産業政策課の項を次のように改める。

産業政策・イノベーション推進課

第5条経済部成長産業・イノベーション推進課の項を削り、同条農林水産部農林政策課の項を次のように改める。

農林政策課 生産政策係 森林政策係 担い手育成室

第5条土木部道路計画課の項を次のように改める。

道路計画課

第5条財務部資産税課の項を次のように改める。

資産税課 土地係 家屋第1係 家屋第2係 償却資産係

第6条市民生活部市民生活課の項及び市民協働課の項を次のように改める。

市民協働課

- (1) 部の事務事業の総合調整に関する事項
- (2) 部の予算及び決算の総括に関する事項
- (3) 区政運営の推進に係る総括及び調査研究に関する事項
- (4) 区長会議に関する事項
- (5) 区の区域等に関する事項
- (6) 区自治協議会の総合調整に関する事項
- (7) 地域コミュニティの推進に係る総括に関する事項
- (8) 自治会その他の住民組織の総括に関する事項
- (9) 地縁による団体の認可に係る総括に関する事項
- (10) コミュニティ施設の総括に関する事項
- (11) 市民公益活動の推進に関する事項
- (12) 市民協働の推進に係る総括に関する事項
- (13) 特定非営利活動法人の認証等に関する事項
- (14) 市民活動支援センターに関する事項
- (15) 部内各課の庶務に関する事項
- (16) 部の他の課及び機関の所管に属しない事項

市民生活課

- (1) 戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑登録事務、在留情報管理事務及び特別永住事務の総括及びシステムの管理に関する事項
- (2) 社会保障・税番号制度（個人番号の指定及び個人番号カードに関する事務に限る。）の総括に関する事項
- (3) 公的個人認証事務の総括に関する事項

- (4) 各種人口調査、統計等の総括に関する事項
- (5) 犯罪人、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者の名簿に関する事務の総括に関する事項
- (6) 埋火葬許可事務の総括に関する事項
- (7) 住居表示及び町字名の総括に関する事項
- (8) 新たに生じた土地の確認に関する事項
- (9) 自動車の臨時運行の許可事務の総括に関する事項
- (10) 警察に関係する市の業務の総括に関する事項
- (11) 新潟県警察本部との連絡調整に関する事項
- (12) 防犯施策の企画及び調査に関する事項
- (13) 防犯意識の啓発の総括に関する事項
- (14) 自主防犯組織の活動の支援の総括に関する事項
- (15) 防犯関係機関及び防犯関係団体との連絡調整に関する事項
- (16) 交通安全施策の企画及び調査に関する事項
- (17) 交通安全の指導及び運動に関する事項
- (18) 交通安全対策会議に関する事項
- (19) 交通災害共済の総括に関する事項
- (20) 違法駐車防止対策に関する事項
- (21) 暴力団排除に関する施策の推進に関する事項
- (22) 犯罪被害者等支援総合窓口に関する事項

第6条環境部循環社会推進課の項第4号を削り、同項中第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条福祉部高齢者支援課の項第4号から第7号までを削り、同項中第8号を第4号とし、第9号から第12号までを4号ずつ繰り上げ、同条こども未来部こども政策課の項第3号から第8号までを次のように改める。

- (3) 子どもの権利救済委員に関する事項

- (4) 子ども・子育て支援に関する総合的な施策の企画及び調整に関する事項
- (5) 子ども・子育て会議に関する事項
- (6) 児童手当及び児童扶養手当に係る事務の総括に関する事項
- (7) 妊産婦医療費助成、こども医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に係る事務の総括に関する事項
- (8) 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に係る事務の総括その他ひとり親家庭等の支援に係る事務の総括に関する事項

第6条こども未来部こども政策課の項第9号を削り、同項中第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条こども未来部こども家庭課の項第1号から第7号までを次のように改める。

- (1) 子どもに関する相談の統括に関する事項
- (2) こども家庭センターの統括に関する事項
- (3) 児童虐待防止対策及び要保護児童等対策の総括に関する事項
- (4) 児童福祉施設の施設整備及び認可に関する事項（こども政策課、幼保運営課及び福祉部障がい福祉課の所管するものを除く。）
- (5) 乳児院及び母子生活支援施設の管理及び運営に関する事項
- (6) 母子生活支援施設及び助産施設の入所等に係る事務の総括に関する事項
- (7) 母子保健の総括に関する事項

第6条こども未来部こども家庭課の項第12号を削り、同項第13号中「特定不妊治療等」を「不育不妊治療等」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同項の次に次のように加える。

#### 幼保運営課

- (1) 幼児教育・保育施策の総合調整に関する事項（教育委員会の所管するものを除く。）
- (2) 教育・保育施設及び地域型保育事業（市立幼稚園を除く。以下「保育園等」

という。)の適正配置に関する事項

- (3) 私立保育園等の施設整備に関する事項(新潟県の所管するものを除く。)
- (4) 保育園等の認可、認定及び確認に関する事項(新潟県の所管するものを除く。)
- (5) 子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定の総括に関する事項
- (6) 保育園等の運営指導に関する事項
- (7) 保育園等の利用等の総括に関する事項
- (8) 保育料等の利用者負担額の決定及び通知並びに徴収の総括に関する事項
- (9) 私立保育園等への給付及び助成に関する事項
- (10) 一時預かり事業に関する事項(区役所の所管するものを除く。)
- (11) 延長保育事業に関する事項
- (12) 休日保育に関する事項
- (13) 利用者支援事業に関する事項
- (14) 子ども・子育て支援システムの運用管理に関する事項

#### 幼保支援課

- (1) 保育園等の保育指導の総括に関する事項
- (2) 保育園等の職員研修の総括に関する事項
- (3) 新潟市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会に関する事項
- (4) 保育園等に係る給食の計画、管理及び指導(北区役所、秋葉区役所及び南区役所の所管するものを除く。)並びに給食業務の総括に関する事項
- (5) 保育園等に係る保健衛生の総括に関する事項
- (6) 支援を要する児童の保育園等への受入れに係る調整に関する事項
- (7) 市立保育園及び市立認定こども園の管理及び運営に係る関係部署との調整

に関する事項

(8) 認可外保育施設に関する事項

(9) 地域子育て支援センターに関する事項（区役所の所管するものを除く。）

(10) 病児・病後児保育事業に関する事項

(11) 保育園等の保育人材の確保に関する事項

(12) 幼児教育・保育関係団体との連絡調整に関する事項

第6条こども未来部保育課の項を削り、同条経済部産業政策課の項中「産業政策課」を「産業政策・イノベーション推進課」に改め、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) イノベーションの推進に関する事項

第6条経済部成長産業・イノベーション推進課の項を削り、同条経済部企業誘致課の項に次の1号を加える。

(7) 成長産業の推進に関する事項

第6条総務部行政経営課の項第17号を削り、同項中第18号を第17号とし、同条財務部市民税課の項第1号から第3号までの規定中「個人の市民税及び県民税」を「個人の市民税及び県民税並びに森林環境税」に改め、同項第8号中「市税に」を「市税等に」に改め、同条財務部納税課の項第1号中「及び充当」を「、充当及び委託納付」に改める。

第14条東部地域下水道事務所の項中「雨水対策推進室 北下水道分室」を「雨水対策推進室」に改め、同条西部地域下水道事務所の項中「普及推進室 秋葉下水道分室」を「普及推進室」に改め、同条下水道管理センター維持管理課の項中「維持係」を「維持第1係 維持第2係」に改め、同条下水道管理センター施設管理課の項を次のように改める。

施設管理課 ポンプ場第1係 ポンプ場第2係 水質係 処理場係

第14条下水道管理センター施設管理課の項の次に次のように加える。

施設整備課 施設係

第15条保健所食の安全推進課の項第9号中「栄養士」の次に「、管理栄養士」を加え、

同条下水道管理センター施設管理課の項第1号中「設計及び工事の施工」を「土木施設の維持管理」に改め、同項第3号中「（北区及び秋葉区を除く。）」を削り、同項の次に次のように加える。

#### 施設整備課

- (1) 処理場、ポンプ場等に係る計画の調整及び進行管理に関する事項
- (2) 処理場、ポンプ場等の設計及び工事の施工に関する事項

第15条の2第1項の表東部地域下水道事務所の項及び西部地域下水道事務所の項を削り、同条第2項の表北下水道分室の項及び秋葉下水道分室の項を削り、同条第3項北下水道分室及び秋葉下水道分室（以下「下水道分室」という。）の項を削る。

第34条第1項の表下水道分室の項を削る。

第36条第2項の表保健所の項を削る。

第46条の表下水道分室の項を削る。

第54条第10項中「地域教育推進課」を「中央公民館」に改め、同条第12項中「地域教育推進課」を「生涯学習推進課」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。